

新設校設置推進委員会の設置

1 設置目的

平成 23 年 4 月の富士川小及び琢美小に係る新設校設置に向けて、地域・保護者・学校関係者及び行政が、一体となって取り組むことが不可欠であります。

特に両地区・両校の保護者等が相互に敬意を払い、協力しあう中で、子どもたちのために魅力ある学校づくりに取り組むとともに、関係者の負担軽減も図りながらより効率的に推進する組織として「新設校設置推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置します。

2 所掌事項

推進委員会は次の事項について検討し、その結果を甲府市教育委員会に提言するものとします。

- (1) 新設校の名称・校章デザイン等について
- (2) 通学の安全確保・魅力ある学校づくり等について
- (3) その他

3 組織・運営等

(1) 構成

推進委員会の構成は、富士川・琢美地区の自治会連合会関係者、学校関係者、PTA関係者等をもって組織します。

(2) 委員長・副委員長

ア 推進委員会に委員長 1 名・副委員長 1 名を置き、委員長は、富士川地区自治会連合会長とし、副委員長は、琢美地区自治会連合会長とします。

イ 委員長は、推進委員会を代表するとともに、推進委員会を招集し、議長を務めます。

ウ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理するものとします。

(3) 部会

ア 所掌事項について効率的に検討するため、推進委員会の下に次の部会を置きます。

- ①学校名等部会
- ②通学安全・魅力ある学校部会

イ 部会での検討結果は、推進委員会に報告するものとします。

ウ 部会に部会長 1 名・副部会長 1 名を置き、次のとおりとします。なお、会議の運営は推進委員会に準ずるものとします。

- ①学校名等部会 **部会長**：琢美小 PTA 会長、**副部会長**：富士川地区自治会連合会副会長
- ②通学安全・魅力ある学校部会 **部会長**：富士川小 PTA 会長、**副部会長**：琢美地区自治会連合会副会長

(4) 正副委員長・正副部会長合同会議

全体的な状況の把握及び関係者の負担軽減を図るため、必要に応じて委員長の判断により開催するものとします。

4 その他

- (1) 推進委員会は、平成 22 年 5 月 19 日に発足し、平成 23 年 4 月の新設校開校時まで存続するものとします。
- (2) 推進委員会の事務局は、甲府市教育委員会内（学校規模適正担当）に置くものとします。
- (3) その他、推進委員会について必要な事項は、委員長が別に定めるものとします。